

特定非営利活動法人奈良県防災士会 役員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人奈良県防災士会（以下、「本会」という）の役員選任に関する方法を定めたものである。

(役員選任の公示)

第2条 理事長は、役員を選任する総会開催日の30日以上前までに、役員選任について公示する。

(理事の立候補及び推薦)

第3条 理事に立候補する会員及び理事に会員を推薦したい会員は、公示期間内に、立候補届または推薦書を、事務局宛に郵便、FAXまたは電磁的方法により提出するものとする。

2 理事候補者及び理事候補者を推薦する者は正会員でなければならない。

(理事候補者選任の基準)

第4条 理事候補者の選任にあたっては、次を基準とする。

- (1) 別に定める本会地区ブロックから各4名以内。
- (2) 会員少数町村の中から1名以上2名以内。
- (3) 理事会は、理事定数の3分の1を超えない範囲で理事候補者を推薦することができる。

(監事候補者の推薦)

第5条 監事候補者は、正会員の中から理事長または理事会が推薦するものとする。

(候補者の調整)

第6条 理事及び監事の立候補者及び被推薦者の数が、定款の定数を超えた場合あるいは不公平な地域的隔たりが生じた場合は、立候補者及び被推薦者、推薦者と協議の上、調整をすることができる。

- (1) 本会が別に定める地区ブロック、会員少数町村、理事会推薦において調整を行う。
- (2) 調整結果を踏まえ、理事会が最終調整を行う。

(理事の担当職務の指名)

第7条 理事長は、理事の中から、事務統括、経理統括、研修部長、広報部長、その他の担当職務を命ずることができる。

2 理事長は、担当職務を命じた事務統括、経理統括、研修部長、広報部長に職務遂行に応じた会議開催を委嘱することができる。

3 任命を受けた理事は、各担当職務について総会及び理事会の決定事項の進捗状況を検証し、理事会に付議する事項を検討する。

(顧問、参与等の委嘱)

第8条 理事長は、理事会の承認を得て、防災行政経験者、学識経験者、自主防災会運営経験者、本会に多大な貢献を行った者等に対して顧問、参与等を委嘱することができる。

(規定の変更)

第9条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

2 この規程を変更した場合、理事長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告する。

(実施)

第10条 この規程は平成28年2月27日より実施する。